

## 佐賀市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

インターネット上では、ブログ、エックス、フェイスブック、画像や動画の共有サービス等のソーシャルメディアと呼ばれる個人同士の情報発信や情報交流を目的としたメディアが多く利用されている。

これらは、佐賀市の行政情報を広く発信するための広報手段として、有効に利用していくべきものである。

ソーシャルメディアの利用に当たっては、職員一人ひとりが、その特性を正しく理解し、適切な運用を心掛けなければならない。なぜなら、ソーシャルメディアは、インターネット環境さえあれば、職員が個人でいつでもどこでも容易に情報発信でき、かつ一度発信すると完全に削除することができないからである。

たとえば、不正確または不適切な内容を発信することで、他者を混乱させたり、不快にしたり、損害を与えたりしないよう、注意が必要である。

また、勤務時間中の情報発信に関して、職員は、他者から公私混同と見られないよう、発信する内容や表現について、十分な自覚と認識を持つべきである。

更に、一個人の私的な意見や感想を発信したつもりであっても、佐賀市職員の身分にある者による情報発信である以上、佐賀市のイメージや評判に影響を与えることがあり得る。場合によっては、佐賀市自体の規律や職員全体の質に対する社会的批判を招く可能性や、佐賀市の信用を損う可能性があることを理解しておかなければならない。

このようなことから、佐賀市職員がソーシャルメディアを使って業務に関する情報等を発信する際の基準を、ガイドラインとして定めるものである。

### 1 ソーシャルメディアの定義

電子掲示板、ブログ、エックス、フェイスブック、写真・動画の共有サービス等に代表されるような、インターネット上で提供されるサービスで、個人や組織が情報を発信し、または相互にやり取りする手段をいう。

### 2 適用範囲

このガイドラインは、佐賀市の職員に対して適用する。

### 3 基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 職員の服務や情報の取扱いに関して、関係する法令及び規程等を遵守すること。

- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意すること。一度インターネット上に公開された情報は、直ちに不特定多数の目に触れ、後で完全に削除することはできないことを理解しておくこと。
- (5) 自らが発信した情報により、意図せずして他者を傷つけたり、他者に誤解を与えたりした場合には、誠実な対応に努めること。
- (6) 自らが利用するソーシャルメディアの特性や利用方法について、あらかじめ熟知しておくこと。

#### 4 禁止事項

次に掲げる内容は発信してはならない。

- ① 他者を誹謗中傷または侮辱する内容
- ② 人権、思想、信条等を差別し、または差別を助長させる内容
- ③ 違法行為または違法行為を煽る内容
- ④ 単なる噂など、信憑性が疑われる内容
- ⑤ わいせつな内容
- ⑥ 守秘義務に関する内容や意思形成過程にある内容
- ⑦ その他公序良俗に反する一切の内容

#### 5 留意事項

- (1) 本ガイドラインは、職員が、佐賀市の公式アカウントでソーシャルメディアを利用する場合と、個人で取得したアカウントでこれを利用する場合の、両方に適用される。
- (2) ソーシャルメディアを効果的に活用するに当たって、ときには親しみやすい、くだけた文章表現を用いることもあり得る。しかしながら、場合によっては、閲覧者が不快に感じたり、公私混同と受け取る可能性もあることを自覚し、内容や表現については、一定の品位と節度を持ってこれを使用する必要がある。
- (3) 自らが発信した情報に対して、ときに一方的で偏った意見が寄せられることがある。この場合も、まず自らが発信した情報について、閲覧者に誤解や混乱を招く要素がなかったか確認した上で、冷静かつ誠実に対応するよう努めなければならない。